

第8回検討会における再生利用の手引き骨子(案)に対するご意見整理(案)

No.	ご意見	対応
1	再生資材流出時における対応として、安全評価において災害時に再生資材が流出した場合の評価も実施しているが、それに加え、「もしも実際に災害が発生した際には直ちにその影響を評価する」旨を追記すべき。【油井委員】	第4章に反映予定
2	雨水等により外部から、放射性セシウムが再生資材の用途先へ流入し、再生資材の覆土を汚染する可能性がある。それほど高濃度・高線量となるわけではないが、「再生利用の手引き」の記載においても留意すべき。【石井委員】	既往のモニタリング結果及び研究等から、外部からの汚染は有意ではないと考えられ、反映の要否を要検討。
3	「第1章 基本的な考え方」の「(1)施設の構造様式、設置される地域の周辺の地形、地質、気象その他の状況を勘察し、施設に影響する作用及びこれらの組合せに対して十分安全なものとなるよう計画」が重要である。不安が残るような場所は、再生利用の用途先として、できる限り避けるべき。【宮武委員】	手引き案の第1章1.2項に反映済み
4	検討会において議論を行うにあたっては、「再生利用の手引き」を誰が、どういう場面で、どういう目的で使用するのか等の位置付けを明確化すべき。それを手引きに盛り込むか否かは別の論点となるが。【石川委員】	手引き案の第1章1.1項に反映済み
5	「再生利用の手引き」に盛り込むのであれば、「第1章 基本的な考え方」の「1.1 目的」だろう。【宮武委員】	同上